

川総発第 1537 号

平成25年 9月27日

川島町情報公開及び
個人情報保護審議会会長 様

川島町長 高田 康 男



個人情報の取扱いについて

標記の件について、川島町情報公開及び個人情報保護審議会条例第2条第2項の規定に基づき、下記のとおり川島町情報公開及び個人情報保護審議会の意見を求めたいので諮問します。

記

1 諮問に係る個人情報の取扱いの内容

職務上請求用紙等による戸籍等不正取得に関する開示請求があった場合の情報の開示の範囲について

2 1の取扱い理由及び当該取扱いに係る開示措置の内容

平成17年に兵庫県で行政書士による戸籍謄本等不正取得事件が発生しました。

その後、大阪府の調査業者が関与していたことが相次いで判明しました。

当町ではこの不正取得防止のため、平成22年6月1日から「川島町住民票の写し等が第三者に不正に取得された場合における本人通知実施要領」を比企郡内統一で定めています。

当町においては、平成22年5月6日受付の職務上請求書により請求され、除籍謄本1通を交付しております。(平成23年11月16日付さいたま地方法務局戸籍課長名で請求書偽造による不正取得のある旨の通知により事件が発覚)

そこで、「交付日、交付した種類及び通数、請求者の種別」を記載した不正に取得された旨の通知を送付しました。

その後、本年6月1日より要領の改正を実施し、不正に取得された旨の通知内容に

「請求者の氏名・住所・不正取得事由」を追加しましたが、依頼者のおかれている立場を鑑み、告知対象から依頼者の氏名は除外しました。

種類及び通数、請求者の種別、不正取得された方より個人情報保護条例による情報開示請求があった場合、偽造等により不正取得事実が確認された場合に限り、不正取得された方の生活の安全面等考慮し、依頼者氏名も含めて全部開示の取扱いについての意見を求めるものです。

3 その他必要な事項

特になし